

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年5月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000228 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100006 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 3 年 10 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 3 年 10 月から平成 4 年 7 月までは 8 万円から 22 万円、同年 8 月から平成 5 年 9 月までは 8 万円から 26 万円とすることが必要である。

平成 3 年 10 月から平成 5 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者の A 社における平成 5 年 10 月 1 日から平成 8 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 5 年 10 月から平成 6 年 3 月までは 8 万円から 30 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 8 万円から 32 万円、同年 11 月から平成 7 年 1 月までは 9 万 2,000 円から 28 万円、同年 2 月から同年 7 月までは 9 万 2,000 円から 32 万円、同年 8 月から平成 8 年 6 月までは 15 万円から 32 万円とすることが必要である。

平成 5 年 10 月から平成 8 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 10 月から平成 8 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成3年10月1日から平成5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成3年10月1日から平成4年8月1日までは22万円、同年8月1日から平成5年10月1日までは26万円と記録されていたところ、同年2月19日付けで平成4年8月の随時改定が取り消され、平成3年10月1日の資格取得時に遡って8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、請求者と同日の平成5年2月19日付けで資格取得日に遡って標準報酬月額が減額処理されている者が31人、同年10月13日付けで遡って標準報酬月額が減額処理されている者が1人、同年10月13日及び同年11月15日付けで遡って標準報酬月額が減額処理されている者が4人いることが確認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したところ、回答のあった者のうち一人から提出された給料明細書によると、減額の対象となる報酬月額の変動は見受けられず、減額処理される前の標準報酬月額に見合う給与が支払われていたことが確認できる。

また、請求者及び複数の同僚が、「請求期間当時、A社の経営状態は悪く、給与が遅れて支払われることもあった。」旨の陳述をしている。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は長期間にわたり社会保険料を滞納しており、上記減額処理が行われた当時、社会保険事務所（当時）の担当者と滞納保険料の解消方法について協議を重ねていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間のうち、平成3年10月1日から平成5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、同年2月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、請求者について平成3年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る記録は有効なものであったとは認められない。

以上のことから、請求期間のうち、平成3年10月1日から平成5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、上記減額処理前の標準報酬月額の記録から別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成5年10月1日から平成8年7月1日までの期間について、請求者が提出した給料明細書、預金通帳の写し及び普通預金・貯蓄預金未記帳取引照合表並びに同僚から提出された給料明細書から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、請求期間のうち、平成5年10月1日から平成8年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成5年10月1日から平成8年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料の納付を行ったかは不明であると陳述しているが、上記給料明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成8年7月1日から同年10月1日までの期間について、上記給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付（年金額）の対象に当たらない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000228 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100006 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金保険法 (第 75 条ただし書) による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額
平成 3 年 10 月 1 日から 平成 4 年 8 月 1 日まで	8 万円	22 万円	—
平成 4 年 8 月 1 日から 平成 5 年 10 月 1 日まで	8 万円	26 万円	—
平成 5 年 10 月 1 日から 平成 6 年 4 月 1 日まで	8 万円	—	30 万円
平成 6 年 4 月 1 日から 同年 11 月 1 日まで	8 万円	—	32 万円
平成 6 年 11 月 1 日から 平成 7 年 2 月 1 日まで	9 万 2,000 円	—	28 万円
平成 7 年 2 月 1 日から 同年 8 月 1 日まで	9 万 2,000 円	—	32 万円
平成 7 年 8 月 1 日から 平成 8 年 7 月 1 日まで	15 万円	—	32 万円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000322 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100002 号

第 1 結論

平成元年*月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年*月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった平成元年*月は大学生だったため、国民年金に任意加入し、母が請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「20 歳になった平成元年*月頃に、国民年金に任意加入した。」と主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における当該記号番号の前後の被保険者の資格取得年月日等から、平成 3 年 4 月頃に A 市で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、請求者が所持する年金手帳及び A 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、資格取得年月日は平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、当該取得年月日はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿には、学生であることを示す「学」、新規に被保険者資格を取得したことを示す「新」と記載されており、学生が強制加入対象者となった平成 3 年 4 月に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は 20 歳到達前から平成 8 年まで A 市に住所があることから、同市が請求者に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索を行っても、現在、基礎年金番号に統合されている国民年金手帳記号番号以外に、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、請求期間当時の保険料額は月額 5,000 円程度で、年度ごとにまとめて納付したとしているが、当該保険料額は請求期間当時の保険料額（月額 8,000 円又は 8,400 円）と相違する上、オンライン記録によると、請求期間直後の保険料納付済期間（平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月まで）については、月ごとに納付していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000184 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、B 事業所において、昭和 57 年 1 月 21 日から昭和 58 年 3 月 31 日まで産休及び育休代員として C 業務に従事したが、請求期間の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、B 事業所（厚生年金保険の適用事業所は、A 事業所）に昭和 57 年 1 月 21 日から昭和 58 年 3 月 31 日まで勤務した旨を主張している上、請求者が提出した 2 枚の源泉徴収票（請求期間後に勤務した D 事業所の昭和 58 年分給与所得の源泉徴収票〔以下「D 事業所の源泉徴収票」という。〕及び B 事業所に係る A 事業所の昭和 58 年分給与所得の源泉徴収票〔以下「A 事業所の源泉徴収票」という。〕のうち、D 事業所の源泉徴収票の摘要欄には、A 事業所における退職日（昭和 58 年 3 月 31 日）及び社会保険料額（7,698 円）が記載されている。

しかしながら、上記源泉徴収票の摘要欄に記載した D 事業所は、「摘要欄の記載内容の基となる資料は保管しておらず、詳細は不明である。」旨を回答しているところ、B 事業所から提出された履歴書（勤務記録）により、請求者は、昭和 57 年 1 月 21 日から昭和 58 年 1 月 20 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 3 月 7 日までの期間において臨時職員として採用され、B 事業所から提出された昭和 57 年度の沿革誌においても、請求者の着任日及び退任日は上記期間と一致していることが確認できる一方で、請求期間のうち、昭和 58 年 1 月 21 日から同年 1 月 31 日までの期間及び同年 3 月 8 日から同年 3 月 31 日までの期間においては、B 事業所に採用された記録は確認できず、当該記録は、A 事業所から提出された採用に係る文書の記録とも一致している。

また、厚生年金保険法第12条において、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としないう旨が規定されているところ、上記履歴書（勤務記録）等により、請求者は、請求期間のうち、昭和58年2月1日から同年3月7日までの期間について、B事業所に2か月以内の期間を定めて採用されていることから、当該期間は厚生年金保険の適用除外であったことが確認できる。

さらに、前述のD事業所の源泉徴収票の摘要欄に記載された社会保険料額（7,698円）について、A事業所は、「請求期間当時の給与は月末締め翌月15日払いで、保険料は翌月控除であった。」旨を回答しており、同事業所が保管する請求者に係る昭和58年分賃金台帳によると、昭和58年1月1日から同年1月20日までの期間（昭和58年2月支給分）及び同年2月1日から同年3月7日までの期間（昭和58年3月及び同年4月支給分）に係る給与総支給額は、18万2,360円であり、社会保険料は控除されておらず、当該金額はA事業所の源泉徴収票の記載内容と一致している。

加えて、D事業所の源泉徴収票の摘要欄に記載された支払金額（27万1,600円）とA事業所の源泉徴収票の支払金額（18万2,360円）との差額（8万9,240円）は、昭和58年1月に支給された給与（昭和57年12月分）と推認できるところ、当該8万9,240円に見合う社会保険料は7,698円であることから、D事業所の源泉徴収票の摘要欄に記載された社会保険料額（7,698円）は、請求期間に係る社会保険料ではなく、昭和57年12月分の社会保険料であることが推認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000321 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100004 号

第 1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月 14 日から昭和 58 年 3 月 24 日まで
② 昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 9 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間①及び②について、C 勤務地において、請求期間③について、D 勤務地において、いずれの期間も病気代替による臨時的に採用された E 職として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び B 事業所が提出した F 部門発行の人事異動通知書により、請求者は、請求期間①、請求期間②のうち、昭和 58 年 9 月 8 日から同年 12 月 24 日までの期間及び昭和 59 年 1 月 9 日から同年 3 月 31 日までの期間においては C 勤務地（現在は、G 勤務地）に、請求期間③においては D 勤務地に臨時職員として勤務していたことが確認できる一方で、請求期間②のうち、昭和 58 年 9 月 1 日から同年 9 月 7 日までの期間及び同年 12 月 25 日から昭和 59 年 1 月 8 日までの期間については、人事異動通知書等の勤務が確認できる資料はなく、請求者が当該期間において C 勤務地に勤務していたことは確認できない。

また、B 事業所は、「請求期間①、②及び③当時、C 勤務地及び D 勤務地に勤務していた臨時職員に係る厚生年金保険については、A 事業所において加入手続を行っていたが、当時の資料は保存期間の経過により廃棄しており、当時の事務担当者も不明であるため、臨時職員の厚生年金保険の取扱いについては確認することができず、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不

明である。」旨を回答しており、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、請求期間①、②及び③当時、A事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった者は、「請求期間当時、A事業所管内の勤務地に、病気代替による臨時職員として短期間の採用を更新して勤務していたが、厚生年金保険に加入する扱いと加入しない扱いがあったため、勤務した期間と厚生年金保険の被保険者記録とは一致していない。」旨を回答しており、請求期間①、②及び③当時、A事業所は、必ずしも全ての臨時職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

加えて、請求者の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、請求期間①及び②を含む、昭和57年4月26日から昭和58年5月20日までの期間及び同年7月1日から昭和59年6月13日までの期間において、請求者の父親が加入していた健康保険の被扶養者として請求者の氏名が確認できる上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間①、②及び③において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間①、②及び③に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000323 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100005 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 3 月 31 日までA社に勤務したと記憶しており、退職後の勤務先に提出した履歴書には、A社の退職月を「昭和 58 年 3 月」と記入していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 2 月 1 日と記録されているので、調査の上、同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間後に勤務したB社から提出された請求者の履歴書（昭和 62 年 9 月 3 日現在のもの）には、請求者の主張どおり、昭和 58 年 3 月にA社を退職した旨の記載が確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者は、昭和 52 年 8 月 1 日にA社（現在は、C社）における被保険者資格を取得し、昭和 58 年 1 月 31 日に同社を離職している上、同年 2 月 7 日に求職の申込みを行い、待期間及び給付制限期間後の同年 3 月 14 日から同年 4 月 4 日までの期間について失業給付の基本手当を受給し、同年 4 月 5 日に就職の届出を行っていることが確認できるところ、雇用保険の記録における当該就職日は、請求者の年金記録におけるD社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 58 年 4 月 5 日）と同日であり、双方の記録は一致している。

また、C社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書（以下「資格取得届」という。）」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書（以下「資格喪失届」という。）」の控えから、請求者は、同社において、昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 58 年 2 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は雇用保険記録及びオンライン記録と符合する。

さらに、C社は、「請求者に係る資料は、提出した資格取得届及び資格喪失届以外には保管しておらず、当該資料から請求者は昭和58年1月31日に退職しており、それ以降の記録は無い。」旨を回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。